

目 次

共済組合

3 短期給付

短期給付の概要

(1) 短期給付の種類	1
(2) 自動給付と請求給付	2
(3) 医療費にかかる給付の時期	2
(4) 給付の対象とならない医療費等	2
(5) 個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携について	2

子供が生まれたとき

(1) 出産費・出産費附加金 及び 家族出産費・家族出産費附加金	3
(2) 保育用品配付	4

病気やけがをしたとき

(1) 療養の給付・家族療養費	5
(2) 入院時食事療養費・入院時生活療養費	5
(3) 保険外併用療養費	6
(4) 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	6
(5) 療養費・家族療養費	6
(6) 移送費・家族移送費	9
(7) 高額療養費	10
(8) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金	12
(9) 高額介護合算療養費	13
(10) 届出が必要な公費負担医療制度	14

交通事故などにあったとき

(1) 共済組合への連絡	15
(2) 組合員証等を使用したときの医療費の取扱い	15
(3) 共済組合への届出書類	15

病気休職などで給料が出なくなったとき

(1) 傷病手当金	16
(2) 傷病手当金附加金	19
(3) 出産手当金	24
(4) 休業手当金	26
(5) 介護休業手当金	28
(6) 育児休業手当金	32

災害を受けたとき

(1) 災害見舞金	35
-----------	----

死亡したときの給付

(1) 埋葬料・埋葬料附加金	36
(2) 家族埋葬料・同附加金	36

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡したとき

(1) 弔慰金	37
(2) 家族弔慰金	37

退職後の給付

(1) 出産費	38
(2) 出産手当金	38
(3) 傷病手当金	38
(4) 埋葬料・埋葬料附加金	38

任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度	39
---------------	----

短期給付の概要

(1) 納付の種類

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と、共済組合独自で定めて給付する「附加給付」があります。

	給付事由(支給される要件)	給付の種類	
		法定給付	附加給付 (共済組合独自の給付)
保健給付	出産したとき	組合員	出産費
		被扶養者	家族出産費
	病気やケガで病院にかかりたとき、又は入院したとき	組合員	療養の給付* 高額療養費* 入院時食事療養費* 入院時生活療養費* 保険外併用療養費* 療養費
		被扶養者	家族療養費* 高額療養費* 入院時食事療養費* 入院時生活療養費* 保険外併用療養費* 家族療養費(療養費払方式)
		被扶養者	家族療養費附加金(療養費払方式)
	1年間(8/1~7/31)の介護及び医療に係る組合員及び被扶養者の自己負担額の合計額が、一定の基準を超えたとき	組合員	高額介護合算療養費
		被扶養者	訪問看護療養費* 高額療養費*
	訪問看護を受けたとき	組合員	家族訪問看護療養費* 高額療養費*
		被扶養者	家族訪問看護療養費附加金*
	医師の指示により緊急やむを得ず病院などに移送されたとき	組合員	移送費
		被扶養者	家族移送費
休業給付	死亡したとき	組合員	埋葬料
		被扶養者	家族埋葬料
	組合員が公務によらない病気やケガのため休業したとき		傷病手当金
	組合員が被扶養者の看護等のために欠勤したとき		傷病手当金附加金
	組合員が育児休業したとき		育児休業手当金
災害給付	組合員が出産のため休業したとき		出産手当金
			介護休業手当金
	組合員が介護休業したとき		
災害給付	非常災害等により死亡したとき	組合員	弔慰金
		被扶養者	家族弔慰金
	組合員の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金

* 上の表の *印の給付は、自動給付（組合員からの請求不要）です。 その他の給付は組合員からの請求により給付します。事由発生から2年以内に請求してください。

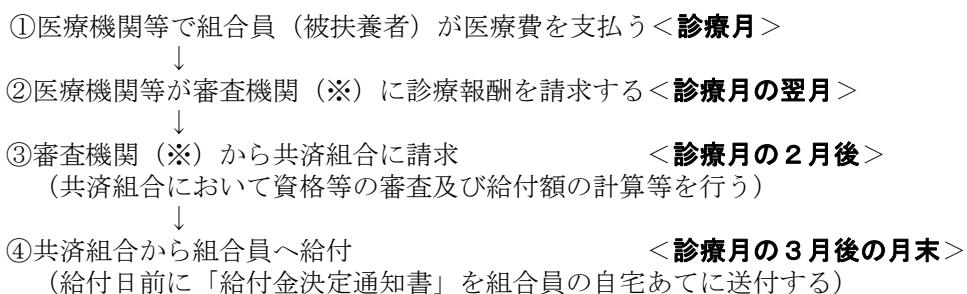
(2) 自動給付と請求給付

組合員が請求手続きを行う必要がなく、共済組合から該当者へ自動で給付するものを「自動給付」といいます（前頁の表の＊印の給付）。これに対して組合員からの請求に基づいて給付するものを「請求給付」といいます。

短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日の翌日から2年間請求しないときは、時効により消滅しますので、請求手続きは速やかに行ってください。

(3) 医療費にかかる給付の時期

医療費の自動給付は、以下の流れで、医療機関等で診療を受けた月の3ヶ月後に、組合員が共済組合へ届出ている金融機関口座へ振込みます。



※審査機関・・・「社会保険診療報酬支払基金」といいます。医療機関等は直接共済組合へ診療報酬（医療費の共済組合負担分）を請求するのではなく、審査機関へ請求し、審査機関から共済組合へ請求を行う仕組みになっています。

（注意事項）

給付は診療月の3ヶ月後を原則としていますが、医療機関の診療報酬の請求が遅れたり、審査機関での審査に時間を要するなどの理由により、給付時期が遅れる場合があります。

(4) 給付の対象とならない医療費等

医療費等には、共済組合の給付の対象とならないものがあります。例えば次のような医療費等は、給付の対象外です。

- ・公務中、通勤途上での病気やケガ
- ・交通事故などの第三者の加害行為による病気やケガ
- ・差額ベッド代
- ・健康診断、人間ドック、予防注射、虫歯の予防処置
- ・慢性的な肩こり、腰痛等の内科的要因により柔道整復師の施術を受けたとき
- ・正常な出産
- ・美容整形手術（ケガをした後の処置を除く）
- ・近視、遠視、斜視等の矯正及び歯の矯正
- ・その他保険診療の対象とならない医療費 など

(5) 個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携について

平成30年7月から、個人番号を利用した行政機関等との情報連携が始まりました。個人番号を利用した情報連携とは、国の情報提供ネットワークシステムを介して地方公共団体等の複数の機関が保有する同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みをいいます。

当支部では、高額療養費の給付手続きに必要な所得区分の確認で、添付書類（非課税証明書等）の省略ができる取扱いを開始しました（注）。その他の事務における個人番号（マイナンバー）の活用については、引き続き検討してまいります。

注：該当者本人からの同意書が必要となります。

子供が生まれたとき

(1) 出産費・出産費附加金 及び 家族出産費・家族出産費附加金

組合員または組合員の被扶養者が出産したときに支給されます（妊娠 4 ヶ月（85 日）以上の死産・流産または母胎保護法による人工妊娠中絶の場合を含む）。

※2 児以上出産したときは出産児の数に応じて支給されます。

※産科医療補償制度対象分娩とは、制度に加入する医療機関等の医学的管理下において、在胎週数 22 週に達した日後の出産をいいます。

※1 年以上組合員（任意継続組合員を含む。）であった者が、資格喪失後 6 ヶ月以内に出産した場合は、出産費が支給されます（附加金はありません）。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合員、健康保険の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

① 支給額

出産費・家族出産費…420,000 円

※産科医療補償制度対象外分娩の場合は 404,000 円

出産費附加金・家族出産費附加金…50,000 円

② 直接支払制度を利用する場合の請求手続

平成 21 年 10 月 1 日から、少子化対策の一環として、組合員が医療機関等との間に出産費等の支給申請及び受取に係る代理契約を締結したうえで、出産費等の額を限度として、その医療機関等が組合員に代わって出産費等の支給申請及び受取を直接組合と行う直接支払制度が実施されています。所属所長を通じて次の書類を提出してください。

ア 出産費・家族出産費内払金支払依頼書（様式第 3-3 号）

イ 医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した明細書の写し

ウ 医療機関等から交付される代理契約に関する文書（合意文書）の写し

※出産費・家族出産費の支給額より出産に要した費用が少ない場合は、差額を支給します。

※内払金支払依頼書の提出をもって出産費・家族出産費附加金を支給します。

③ 直接支払制度又は受取代理制度を利用しない場合の請求手続（通常の出産費請求手続）

所属所長を通じて次の書類を提出してください。

ア 出産費・家族出産費附加金請求書（様式第 3-2 号）

イ 医師または助産師の証明書（様式第 3-2 号の証明欄に証明がある場合は不要）

ウ 医療機関等から交付される出産費用の領収証の写し

エ 医療機関等から交付される代理契約に関する文書（合意文書）の写し（領収証に直接支払制度を利用しない旨の記載がある場合は不要）

※添付書類が写しであるときは所属所長の原本証明が必要です。

④ 受取代理制度を利用する場合の請求手続

平成 23 年 4 月 1 日から、出産費等の受取代理制度が実施されています。受取代理制度は厚生労働省に届け出た医療機関等でしか実施されません。

出産費等の受取代理制度利用の場合は、出産予定日の 2 ヶ月前以降に、『受取代理制度』を利用する旨を支部担当者にご連絡ください。連絡いただいた方へ『出産費及び家族出産費申請書（受取代理用）』を送付しますので、出産予定日証明書と併せてを提出してください。

（2）保育用品配付

出産費又は家族出産費が支給される組合員に対して、本人の請求に基づき共済組合の保健福祉事業として保育用品セットの中から組合員が選択した 1 つを配付します。保育用品セットはパンフレット『保健事業のご案内（人間ドックを除く）』又は共済組合ホームページをご覧ください。

① 請求手続き

「保育用品請求書」に必要事項を記入・押印（所属所長の証明印を含む。）のうえで、下記の必要書類を添えて共済組合へ提出してください。ただし、出産費又は家族出産費請求を既に行っている場合は下記添付書類を省略できます。

請求から 1~2 ヶ月程度で請求書に記載いただいた送付先へ配達されます。

- ・出生証明書の写し
 - ・戸籍謄本又は戸籍抄本の写し
 - ・母子手帳の写し
 - ・住民票の写し
- ※ 写しには所属所長の原本証明が必要となります。

② 請求期間

毎年 4 月 11 日から翌年 3 月 19 日

※3 月 20 日から 4 月 10 日までの期間は、配付用品のセット内容の更新時期になるため、請求はご遠慮ください。

③ 利用上の注意事項

- ア 出産費及び家族出産費の支給される組合員（任意継続組合員を除く。）が対象となります。
- イ 「配付用品一覧表」（パンフレット『保健事業のご案内（人間ドックを除く）』又は共済組合ホームページに掲載）の A から E までの保育用品セットの中から選択した 1 つを配付します。
- ウ 配付用品の内容は毎年変更となりますので、前年度以前の「保育用品請求書」様式は使用しないでください。
- エ 保育用品のイメージ画像については、共済組合ホームページで確認できます。

病気やけがをしたとき

組合員又は被扶養者が病気又はケガをしたときは、次のような給付があります。ただし、公務中又は通勤途上の病気又は負傷は除きます。

(1) 療養の給付・家族療養費

組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）を使用して保険医療機関や保険薬局で必要な診療を受けたときは、組合員又は被扶養者は一定の自己負担額（窓口負担額）のみを支払い、残りの医療費は共済組合から医療機関等へ支払いを行います。

この共済組合が負担する金額を「療養の給付（組合員）」・「家族療養費（被扶養者）」といいます。医療費の自己負担割合（窓口負担割合）は、年齢により次の表のとおり定められています。

【医療費の負担割合】

区分	共済組合負担割合 (療養の給付・家族療養費)	自己負担割合 (窓口負担割合)
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学後から69歳	7割	3割
70歳から74歳（注） （現役並み所得者は7割）	8割 （現役並み所得者は7割）	2割 （現役並み所得者は3割）

- （注） 1. 70歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月からこの負担割合が適用されます。
2. 現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上の70歳以上の組合員と、その被扶養者で70歳以上の者をいいます。
3. 75歳以上（65～74歳の一定の障害のある人を含む）の者は後期高齢者医療制度へ移行します。

(2) 入院時食事療養費・入院時生活療養費

① 入院時食事療養費

組合員又は被扶養者が入院時に食事の提供（食事療養）を受けたときは、一定の自己負担額（標準負担額）を支払えば、残りの額は入院時食事療養費として共済組合が負担します。

【入院時食事療養費の標準負担額】

区分	自己負担額（標準負担額） (注1)	
以下のいずれにも該当しない者	1食 460円	
減額対象者 （注2） 低所得者	以下のいずれにも該当しない指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び精神病床の長期入院患者	1食 260円
	市町村民税非課税世帯 (組合員が非課税である世帯)	過去12か月の入院日数が90日以下の者 1食 210円
		過去12か月の入院日数が90日を超える者 1食 160円
	組合員と被扶養者全員の所得金額がない等（年金収入80万円以下等）【70歳以上】	1食 100円

② 入院時生活療養費

65歳以上の組合員やその被扶養者が、療養病床（主に慢性期の療養のための病床）に入院し、生活療養（食事療養や適切な療養環境を形成するための療養）の提供を受けたときは、一定の自己負担額（標準負担額）を支払えば、残りの額は入院時生活療養費として共済組合が負担します。

【入院時生活療養費の標準負担額】

区分	自己負担額（標準負担額）（注1）		
	食費	居住費	
現役並み所得者・一般	1食 460円（注3）	1日370円	
減額（注2） 対象者 低所得者	II市町村民税非課税世帯 (組合員が非課税である世帯) I組合員と被扶養者全員の所得金額がない等 (年金収入80万円以下等)【70歳以上】	1食 210円	
	境界層該当者（注4）	1食 130円	
		1食 100円	1日0円

(注)

1. 自己負担額（標準負担額）は、高額療養費及び一部負担金払戻金（家族療養費附加金）の対象とはなりません。
2. 自己負担額（標準負担額）の減額対象者の認定を希望する場合は、予め（医療機関等での窓口支払いまでに）組合員が共済組合へ申請すると、「標準負担額減額認定証」が交付されます。申請される方は共済組合へお問い合わせください。
3. 一定の基準に適合している医療機関等では420円になりますので、医療機関等へ確認してください。
4. 本来の所得区分に基づく負担であれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用して負担を軽減すれば生活保護を必要としない状態になる者（福祉事務所長が交付する証明書の提出が必要となります）。

(3) 保険外併用療養費

健康保険（医療保険）制度では、一連の診療の中に保険が適用されない技術・医療費・医療機器等が含まれると、原則としてその診療全体が保険給付の対象外となります。ただし、組合員又は被扶養者が次の療養を受けたときは、その療養のうち基礎的な部分（通常の療養と変わらない範囲の医療）については保険給付の対象となり、自己負担額を除く残りの部分は保険診療と同様に保険外併用療養費として共済組合が負担します。

- ① 評価療養…先進医療を受ける、国内未承認薬の使用等
- ② 選定療養…特別な療養環境の提供、予約診療や時間外診療を受ける、特別な材料を使用する歯の治療等

(4) 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

組合員又は被扶養者が、公務によらない病気やケガで、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、一部負担金等を指定訪問看護事業者に支払えば、残りの金額は訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費として共済組合が負担します。

(5) 療養費・家族療養費

組合員又は被扶養者がやむを得ない理由により組合員証等を使用しないで保険医療機関等で療養を受け、全額を支払った場合は、組合員が共済組合へ請求を行うと、療養費・家族療養費が支給されます（請求給付）。

支給額	療養費・家族療養費の対象となる金額から、自己負担割合（患者負担額）を差し引いた金額を支給します。
請求手続	療養費等請求書（様式第3-4号）に【療養費等の請求書類】を添えて提出してください。なお、療養費等請求書は月ごと、医療機関ごと、対象者ごとに作成してください。

【療養費等の請求書類】

請 求 様 式	
・ 療養費等請求書（様式第3-4号）	
事 由	添付書類
旅行中の突発的な傷病など、やむを得ない理由で組合員証等を使用せず診療を受け、現金払いをしたとき	<ul style="list-style-type: none"> 領収書（診療の明細が記載されているものに限る） <p>※領収書に診療の明細が記載されていない場合は『診療報酬領収済明細書』（様式第3-6又は3-7号）をご提出ください。</p>
コルセット等、治療用装具を医師の指示により購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 医師の証明書 (様式第3-5号。同様の項目が記載されていれば医療機関の所定の様式でも可。) 領収書 装具の写真（装具名が「靴型装具」の場合のみ添付すること。装具名は医師の証明書に記載あり。） (写真について) ※患者が実際に装着する現物の写真であること。ただし、装着した状態の写真である必要はない。 ※付属部品等も含めて購入した全ての治療用装具が撮影されていること。 ※付属部品に中敷等（靴に挿入するもの）がある場合、靴から取り出した状態で撮影されていること。
小児（9歳未満）の弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として眼鏡及びコンタクトレンズを作成したとき ※支給額、更新期間等に制限があります →「療養費等請求の補足説明」（次頁）参照	<ul style="list-style-type: none"> 医師の治療用眼鏡等の作成指示書 領収書
輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを作成したとき ※支給額、更新期間等に制限があります →「療養費等請求の補足説明」（次頁）参照	<ul style="list-style-type: none"> 医師の治療用コンタクトレンズの作成指示書 領収書 <p>※対象疾患のために指示したことが確認できれば「作成指示書」ではなく「処方箋」でも可。</p>
医師の指示により弾性着衣等を購入したとき ※支給額、更新期間等に制限があります →「療養費等請求の補足説明」（次頁）参照	<ul style="list-style-type: none"> 医師の弾性着衣等装着指示書 (様式第3-29号、又は3-30号。同様の項目が記載されていれば医療機関の所定の様式でも可。) 領収書
以前加入していた健康保険証等を使用したとき	<ul style="list-style-type: none"> 以前加入していた健康保険の保険者が発行した診療報酬明細書（レセプト） 医療費を返還した際の領収書
海外で傷病のため医療機関等にかかったとき (治療目的で海外へ行き治療した場合は給付対象外)	<p>【医科・歯科共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外に渡航した事実を証明する書類（パスポートの写し等） 調査に関わる同意書 領収証（原本） 領収明細書（様式B） 様式B 邦訳 <p>【共通の提出書類に加えて医科の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療内容明細書（歯科以外）（様式A） 様式A 邦訳 <p>【共通の提出書類に加えて歯科の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科診療内容明細書（様式C） 様式C 邦訳

次のページへ続きます

【療養費等の請求書類】

事由	添付書類
輸血用の生血を購入したとき (提供者が親族以外の場合に限る)	・医師の証明書 ・領収書
臓器移植に伴う医師の派遣に要した費用、又は採取した臓器等の搬送に要した費用を負担したとき	・医師の意見書 ・領収書(搬送経路、搬送従事人数が確認できるもの) ※この他に確認書類が必要となる場合がありますので、事前に共済組合へお問い合わせください。
医師が必要と認め、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき	・施術同意書 ・施術料金領収済明細書

療養費等請求の補足説明

1 小児弱視等の治療用眼鏡等

9歳未満の小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療に必要であると医師が判断して処方した眼鏡及びコンタクトレンズ(以下、「治療用眼鏡等」という。)が支給対象となります。

①治療用眼鏡等の更新

- ・5歳未満…前回の購入から1年以上を経過して再度購入した場合は対象となります。
- ・5歳以上…前回の購入から2年以上を経過して再度購入した場合は対象となります。

②支給額

下表の額を上限とし、購入に要した費用から自己負担割合(2~3割)を差し引いた額を支給します。

		令和元年9月30日までに購入したもの	令和元年10月1日以降に購入したもの
上限額	眼鏡	38,461円	38,902円
	コンタクトレンズ	16,139円(1枚)	16,324円(1枚)

2 輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ

スティーブンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症に対し、医師の指示に基づき作成された輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズが支給対象となります。

①コンタクトレンズの更新

前回の購入から5年経過後に再度購入した場合は対象となります。

②支給額

1枚あたり158,000円を上限とし、治療用コンタクトレンズの購入に要した費用の範囲内で、購入額から自己負担割合(2~3割)を差し引いた額を支給します。

3 療養費の支給対象となる弾性着衣等

3-(1)四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等

リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫、又は原発性のリンパ浮腫の重篤化予防を目的とした弾性着衣等が支給対象となります。

①対象となる限度数と更新

一度に購入する弾性着衣等は、装着部位ごとに2着までが支給対象となります。

また、前回の購入から6ヶ月以上経過して再度購入した場合は、支給対象となります。

②支給額

下表の額を上限とし、購入に要した費用から自己負担割合（2～3割）を差し引いた額を支給します。

上限額 (1着あたり)	弹性ストッキング	28,000円（片足用の場合25,000円）
	弹性スリーブ	16,000円
	弹性グローブ	15,000円
	弹性包帯（※）	上肢7,000円・下肢14,000円

3-(2)慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弹性着衣等

慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のために使用される「弹性ストッキング」と「弹性包帯」が支給対象となります。

① 対象となる限度数

支給回数は1回限りです。ただし疾患が治癒した後で再発した場合は再度対象となります。また、一度に購入する数は装着部位ごとに2着（包帯の場合は2巻）までが支給対象となります。

② 支給額

下表の額を上限とし、購入に要した費用から自己負担割合（2～3割）を差し引いた額を支給します。

上限額 (1着あたり)	弹性ストッキング	28,000円（片足用の場合25,000円）
	弹性包帯（※）	14,000円

※ 3-(1)、3-(2)のいずれも弹性包帯は医師の判断により弹性着衣（弹性ストッキング、弹性スリーブ及び弹性グローブ）を使用できないとの指示がある場合に限り、支給対象となります。

（6）移送費・家族移送費

病状が重篤であり、又は重傷である場合などで、歩行不能又は歩行が著しく困難であって、入院転医等を必要とする場合に、その要した移送の費用を支給します。患者を診察した医師の指示に基づいて行われるものであり、保険医療機関等に収容することが原則とされています。

請求に必要な書類は下記のとおりです。（下記以外の書類が必要となる場合もあります）

支 給 額	最も経済的な通常の経路及び方法で移送された場合の旅費を基準として算定した額の範囲内での移送に要した実費額
提 出 書 類	・療養費等請求書（様式第3-4号） ・医師の意見書 ・領収書

〔給付時期について〕

療養費・家族療養費、及び移送費・家族移送費の給付時期は、原則として必要書類を共済組合が受理した月の翌月末日となります。ただし、書類に不備があった場合や費用の算定に時間を要する場合はこのとおりではありません。

また、海外療養費は算定業務を外部委託しているため、書類受理月の翌々月の月末となります。

(7) 高額療養費

組合員又は被扶養者の療養に要した1か月の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額が後日共済組合から給付されます。（自動給付）

また、組合員と被扶養者で同一月において自己負担が複数あるときは、それらを合算して給付額を算定します（70歳未満の者は自己負担額が21,000円以上のものに限り合算）。

※自己負担限度額の区分は、組合員の標準報酬月額に基づいて決定されます。

① 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額

適用区分		標準報酬月額	自己負担限度額	
			過去12か月以内の高額療養費受給が3回まで	4回目以降
上位所得者	ア	830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	イ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般所得者	ウ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	エ	280,000円未満	57,600円	44,400円
低所得者	オ	市町村民税非課税者	35,400円	24,600円

※区分ア・イに該当する者は、市町村民税が非課税であっても「オ」には該当しません。

② 70歳以上 75歳未満の自己負担限度額

70歳以上 75歳未満の者	所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額			
		個人単位(外来のみ)	世帯単位(入院を含む)		
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回まで	4回目以降		
現役並みIII 830,000円以上		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
現役並みII 530,000円以上 830,000円未満		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
現役並みI 280,000円以上 530,000円未満		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般所得者 280,000円未満		18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円	44,400円	
低所得者II		8,000円		24,600円	
低所得者I				15,000円	

(注意事項)

- 「現役並み」は、標準報酬月額28万円以上の70歳以上の組合員と、その70歳以上の被扶養者が対象となります。
- 「一般所得者」は、次の(a)・(b)のいずれかに該当する者です。ただし、組合員の市町村民税が非課税でないこと。
 (a) 標準報酬月額28万円未満の70歳以上の組合員と、その70歳以上の被扶養者。
 (b) 70歳未満の組合員の、70歳以上の被扶養者。
- 「低所得者II」は組合員が市町村民税非課税者である場合です。「低所得者I」は組合員とその被扶養者全員の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。ただし、標準報酬月額が現役並み所得に該当する場合は除く。
- 「世帯単位」の世帯とは、同じ医療保険に加入する者を指しますので、共済組合の組合員と被扶養者が該当します。

③ 限度額適用認定証の交付申請

医療費が高額になりそうなときは、事前に所属所を経て共済組合へ申請し、共済組合から交付された限度額適用認定証を組合員証等と併せて医療機関の窓口で提示することにより、1か月の窓口負担を自己負担限度額までにとどめることができます。

なお、適用区分（所得区分）によって、申請書が異なるのでご注意ください（【申請手続(1)・(2)】参照）。

限度額適用認定証を使用しない場合

限度額適用認定証の交付申請は任意です。当該認定証を使用しなかった場合、自己負担限度額を超える部分が後日共済組合から自動給付されます。最終的な自己負担額は使用した場合も使用しなかった場合も同額になります。



療養を受ける者が70歳以上の場合

70歳以上で「限度額適用認定証」の交付対象となるのは、「高齢受給者証」（70歳到達月までに自動交付します）に記載されている【一部負担金の割合】が3割の方のみです。

（ただし、3割でも標準報酬月額が83万円以上の場合は除く。）

70歳以上の組合員及び70歳以上の被扶養者については、ほとんどの方が【一部負担金の割合】が2割となっており、この場合は「限度額適用認定証」の交付対象外となります。これは、「高齢受給者証」があれば窓口負担を自己負担限度額（②の表の一般所得者）までにとどめることができるためです。



市町村民税が非課税（低所得者）の場合

市町村民税が非課税に該当する場合とは、療養を受ける月の属する年度（療養を受ける月が4月～7月の場合は前年度）分の市町村民税が非課税である場合をいいます。

①の表の区分才、②の表の低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する組合員は【申請手続(2)】の書類を提出してください。



例えば、療養を受ける年の前年に育児休業等により無給だった組合員や、前年に学生で無収入だった組合員は市町村民税が非課税となる場合があります。

【申請手続(1)】

対象者	・適用区分が①の表の区分ア～エの者 ・②の表の現役並みⅡ又は現役並みⅠの者 ※②の現役並みⅢの方には限度額適用認定証は交付されません。「高齢受給者証」を医療機関で提示してください。
提出書類	限度額適用認定申請書（様式第3-10号）

限度額適用認定証の発効日（使用可能となる日）は、申請書に記入された申請日の属する月の初日となります。申請する際は、医療費が高額になる月の末日までに提出してください。なお、既に認定証の交付を受けている方で、有効期限後も継続して認定証が必要となる場合は、前もって申請してください。

【申請手続(2)】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 適用区分が①の表の区分Ⅰの者 ②の表の低所得者Ⅱ又は低所得者Ⅰの者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第3-24号） 市町村民税の非課税証明書、又は情報連携に係る同意書（様式第3-60号） <p>※個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携により地方税関係情報を共済組合が照会することに同意する場合は、非課税証明書の添付を省略することができます。</p>
<p>●療養を受ける月の属する年度（療養を受ける月が4月～7月の場合は前年度）の非課税証明書を添付</p> <p>（例1）療養を受ける月が令和2年7月の場合 →令和元年度の非課税証明書を添付する（令和元年度の非課税証明書の内容は、平成30年中の所得が記載されている）</p> <p>（例2）療養を受ける月が令和2年8月の場合 →令和2年度の非課税証明書を添付する（令和2年度の非課税証明書の内容は、令和元年中の所得が記載されている）</p>	

④ 特定疾病療養受療証の交付申請

長期に渡って高額な医療費が必要となる特定疾病については、医療機関等での窓口支払いまでに組合員が共済組合へ申請して認定を受けると、「特定疾病療養受療証」が交付され、組合員証等と併せて医療機関等の窓口へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

なお、次の対象となる疾病のうち、Cの該当者については、所属所を経由しないで直接共済組合へ申請することができます。

提出書類	特定疾病療養認定申請書（様式第3-11号）
対象となる疾病	A. 人工腎臓（人工透析治療）を実施している慢性腎不全 B. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VIII因子障害及び先天性血液凝固第IX因子障害（血友病） C. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）

【特定疾病に係る高額療養費の自己負担限度額】

対象者	自己負担限度額
70歳未満の慢性腎不全の上位所得者（標準報酬月額53万円以上）	20,000円
上記以外の者	10,000円

（8）一部負担金払戻金・家族療養費附加金

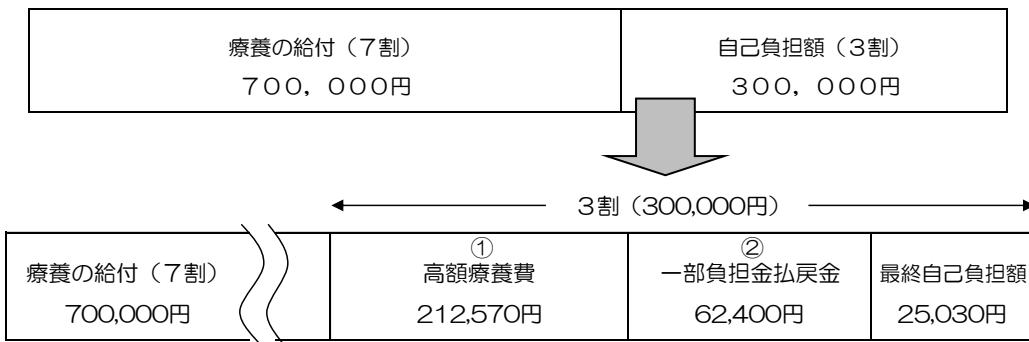
医療機関等の窓口負担額（高額療養費が給付される場合は給付した残りの金額）から、25,000円（上位所得者は50,000円）を控除した額（100円未満の端数は切捨て）を給付します。（自動給付）

組合員の医療費に対する給付を一部負担金払戻金、被扶養者の医療費に対する給付を家族療養費附加金といいます。

区分	基礎控除額	
	合算高額療養費が支給される場合	
標準報酬月額53万円未満	25,000円	50,000円
上位所得者（標準報酬月額53万円以上）	50,000円	100,000円

★高額療養費・一部負担金払戻金の給付例★

- ・組合員：共済太郎さん（40歳）
- ・標準報酬月額：41万円
- ・入院にかかる医療費（保険適用分）が100万円だった場合



【給付額の計算方法】

- ・療養の給付（共済負担） $1,000,000 \text{ 円} \times 0.7 = 700,000 \text{ 円}$
- ・一部負担額（自己負担額） $1,000,000 \text{ 円} \times 0.3 = 300,000 \text{ 円}$
- ・自己負担限度額 $80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 87,430$
- ①高額療養費（自動給付） $300,000 \text{ 円} - 87,430 = 212,570 \text{ 円}$
- ②一部負担金払戻金（自動給付） $87,430 \text{ 円} - 25,000 \text{ 円} = 62,400 \text{ 円}$ (100円未満切捨て)
(基礎控除額)

共済組合からの給付

$$700,000 \text{ 円} + 212,570 \text{ 円} + 62,400 \text{ 円} = 974,970 \text{ 円}$$

(療養の給付) (高額療養費) (一部負担金払戻金)



（9）高額介護合算療養費

組合員又は被扶養者が医療保険（共済組合）と介護保険の両方のサービスを利用し、それぞれの自己負担額の合計が一定の額を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

なお、医療保険ごとに自己負担額を合算しますので、異なる医療保険に加入している方とは合算できません。また、医療保険・介護保険のいずれかが0円となる場合は支給されません。

高額介護合算療養費は、組合員からの請求が必要です。該当する場合は事前に共済組合へお問い合わせください。

① 年間の自己負担限度額（介護合算算定基準額）

毎年8月1日から翌年7月31日（基準日）までの自己負担額の年間合計額が、次表の自己負担額を超えた場合に支給されます。（ただし、その額が500円を上回る場合に限る。）

なお、共済組合から高額療養費や附加給付等の給付を受けている場合は、当該給付を除いた額となります。

【高額介護合算療養費の自己負担限度額】

(H30年8月から、70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額が変わりました)

所得区分（※1） (標準報酬月額)	自己負担限度額	
	医療保険+介護保険 (70歳以上75歳未満)	医療保険+介護保険 (70歳未満)
830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
530,000円以上830,000円未満	1,410,000円	1,410,000円
280,000円以上530,000円未満	670,000円	670,000円
一般 280,000円未満	560,000円	600,000円
市町村民税非課税	310,000円	340,000円
低所得者Ⅱ（※2）		
低所得者Ⅰ（※3）	190,000円	

※1 組合員が上位所得者（70歳未満：標準報酬月額53万円以上）又は現役並み所得者（70歳以上：標準報酬月額28万円以上）に該当する場合、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での自己負担限度額の適用となります。

※2 組合員が市町村民税非課税者等である場合。

※3 組合員とその被扶養者全員の所得が一定の基準に満たない場合。

② 請求手続き

まず、組合員が介護保険者（市町村）の窓口へ申請手続きをし、介護保険の自己負担額証明書の交付を受け、これを共済組合の必要書類に添付して申請する必要があります。

必要様式は福祉事務の手引及び支部ホームページには掲載していませんので、事前に共済組合へお問い合わせください。

(10) 届出が必要な公費負担医療制度

「公費負担医療」とは、国や地方公共団体が医療費の助成を行うものです。共済組合では、組合員及び被扶養者が公費負担医療制度を受けることになったときは、給付の重複支給を避けるため、附加給付等の給付制限を行っています。

公費負担医療制度のうち、下の表の2制度については、共済組合で適用状況を把握することができないため、組合員又は被扶養者が適用を受けることとなった場合、又は適用を受けていた方が適用を受けなくなった場合は、共済組合へ届出してください。

届出が必要な公費負担医療制度	①重度心身障害児・者医療 … 「障害者医療費受給者証」を交付されている方 ②ひとり親家庭医療 … 「ひとり親家庭医療費受給者証」を交付されている方
提出書類	【適用となった場合】 ・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号） ・受給者証の写し 【非適用となった場合】 ・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号） ・却下通知書の写し等

(注意)

届出がない場合や届出が遅れた場合で、誤った給付が発生した場合は、当該給付金を返還していただることとなります。

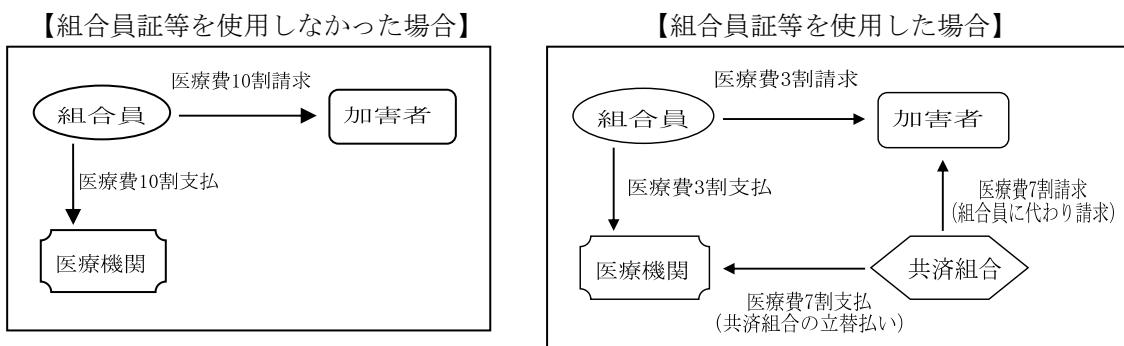
交通事故などにあったとき

(1) 共済組合への連絡

交通事故などで第三者（他人）の行為によって組合員又は被扶養者が負傷した場合は、加害者が治療費などを負担することが原則です。組合員証等を使用して診療を受けることはできますが、速やかに共済組合へ連絡をしてください。

(2) 組合員証等を使用したときの医療費の取扱い

組合員証等を使用して医療機関で診療を受けた場合は、治療費等の3割を組合員が負担し、7割を共済組合が負担しています。しかし、負傷の原因が交通事故など他者（第三者）の行為によるものである場合は、治療費等は加害者が負担すべきものですので、共済組合は後日加害者（又は加害者が加入する自賠責保険会社・任意保険会社…交通事故の場合）へ共済組合が負担した医療費相当額を請求します。



(3) 共済組合への届出書類

組合員証等を使用した場合は、次の書類を所属所を経由して共済組合へ提出してください。

【提出書類】

- ア) 損害賠償申告書（様式第3-50号）
- イ) 事故発生状況報告書（様式第3-51号）
- ウ) 自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」
- エ) 加害者調書（様式第3-52号）
- オ) 診断書（様式第3-53号）
- カ) 同意書（様式第3-54号）
- キ) 念書（被害者用、加害者用各1部）（様式第3-55号、3-56号）
- ク) 療養の状況報告書（様式第3-57号）
- ケ) 損害賠償請求交渉の経過報告書（様式第3-58号）
- コ) 損害賠償に係る示談成立報告書（様式第3-59号）

交通事故等にあったときの留意事項

- ①警察に連絡する・・・小さな事故でも警察へ届けてください
- ②加害者を確認する・・・相手の住所、氏名等を確かめてください
- ③医師の診察を受ける・・・軽いケガでも医師の診断を受けてください
- ④共済組合へ連絡する・・・事故後速やかに連絡してください
- ⑤示談をみだりに急がない・・・不用意に治療費の請求権を放棄する内容の示談、和解等をすると、共済組合は加害者に対して請求することができなくなります。その場で安易に示談をしないでください。

病気休職などで給料が出なくなったとき

(1) 傷病手当金

組合員（任意継続組合員を除く。）が公務によらない病気や負傷の療養のために引き続き勤務することができないときに勤務をすることができなくなった日以後3日を経過した日（4日目）から傷病手当金が支給されます。

なお、1年以上組合員であった者が、退職時に傷病手当金を受給しているまたは受給していない場合でも退職時点で支給要件（公務によらない病気や負傷の療養のために引き続き勤務することができないときに勤務をすることできなくなった日以後3日を経過した日（4日目））を満たしている場合は、法定給付期間に限り引き続き支給されます。

① 支給額

【傷病手当金給付日額の算定方法】

傷病手当金の給付日額は次により算定します。ただし、勤務することができない期間に報酬（給与、手当等）や年金などが支給される場合には、給付の全部または一部が調整（減額）されます。

ア 公立学校共済組合の組合員期間が12ヶ月以上の者の算定方法

「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額」×1/22

= 平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3=傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

【経過措置】

a 【平成28年4月から8月までに傷病手当金の支給が開始された者の算定方法】

平成27年10月から支給開始月の属する月までの各月の標準報酬月額の合計額
÷平成27年10月から支給開始月の属する月までの月数

= 平均標準報酬月額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬月額×1/22 = 平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3 = 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

b 【平成27年10月から平成28年3月までに傷病手当金の支給が開始された者の平成28年4月以降の算定方法】

平成27年10月から支給開始月の属する月までの各月の標準報酬月額の合計額
÷平成27年10月から支給開始月の属する月までの月数

= 平均標準報酬月額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬月額×1/22 = 平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3 = 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

c 【平成27年9月以前に傷病手当金の支給が開始された者の平成28年4月以降の算定方法】

平成27年10月時点の標準報酬月額

= (平均) 標準報酬月額（10円未満四捨五入）

(平均) 標準報酬月額×1/22 = 平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

(平均) 標準報酬日額×2/3 = 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

イ 公立学校共済組合の組合員期間が12ヶ月未満の者の算定方法

【次のA又はBのいずれか少ない額】

A 「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額」 \times $1/22$ = 平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）
平均標準報酬日額 \times $2/3$ = 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

B「傷病手当金支給開始日の属する年度の前年度9月30日における平均標準報酬月額（※）」 \times $1/22$ = 平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）
平均標準報酬日額 \times $2/3$ = 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）
(※) 平均標準報酬月額については、当共済組合へお問い合わせください。

(発生例)：他の共済組合からの転入者で公立学校共済組合員高知支部の資格を取得してから12ヶ月経過する前に傷病手当金の支給対象となる場合

対象者がいる場合が速やかに公立学校共済組合 短期給付担当までご連絡ください。

② 支給額の調整

ア 給与等（報酬）との調整

傷病手当金給付日額と、病気休暇又は病気休職（以下、「有給休職等」という。）期間中に支払われた報酬日額を比較して、傷病手当金給付日額が高い場合は、傷病手当金給付日額から報酬日額を減額した額に支給対象日数を乗じて得た額を支給します。

有給休職等の期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じ、それぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの（日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u> ）	給料月額 教職調整額 給料の調整額	報酬 \times 1 <u>勤務をする日数</u> (月の土日を除いた日数)
日々の勤務とは関係なく支給されるもの（月額で支給されるもの） (一定の期間を対象として支払われるもの)	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 へき地手当 等	報酬(月額) $\times 1/22$

*傷病手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、傷病手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬については、傷病手当金との調整を行いません。

【調整対象とならない報酬の例】

超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等

イ 年金との調整

傷病手当金給付日額と、受給している年金等の日額を比較して、傷病手当金給付日額が高い場合は、傷病手当金給付日額から年金等の日額を減額した額に支給対象日数を乗じて得た額を支給します。年金等の日額は次により算定します。

$$\text{年金額 (実際に支給される年金に限る)} \times 1/264 = \text{年金日額 (円未満切捨て)}$$

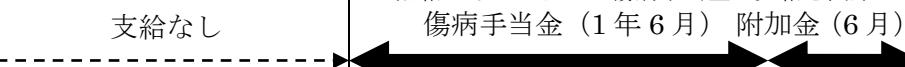
エ 障害一時金または障害手当金との調整

傷病手当金は障害一時金または障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害一時金または障害手当金の支給を受けることとなった日から、その日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金または障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給されません。

③ 支給期間

1年6ヶ月

傷病手当金支給期間中に復職し、その後再び病気等のために勤務することができなくなった場合、復職前後の休職等が「同一の傷病」によるものと判断されると、前後の支給期間を通算します。過去に傷病手当金の受給履歴のある組合員が休職するときは、傷病手当金の支給期間についてご注意ください。不明な場合は支部担当者までお問い合わせください。また、報酬との調整により有給休職等の期間に傷病手当金の支給が開始されると、その後の勤務することができない期間に報酬等との調整により傷病手当金が支給されない期間についても支給期間に算入されます。

	有給休職等	病気休職無給 (2年)
有給休職等の期間中に傷病手当金の支給が開始されない場合	報酬日額 ≥ 給付日額 支給なし	給料日額 (無給) < 給付日額 無給になった日から傷病手当金の支給を開始 傷病手当金 (1年6ヶ月) 附加金 (6ヶ月)  有給休職等の期間中は支給される報酬日額が傷病手当金の給付日額より高いため支給されず、無給休職開始時から2年間 (法定給付1年6ヶ月+附加給付6ヶ月) の傷病手当金を支給します。
有給休職等の期間中に傷病手当金の支給が開始される場合	報酬日額 < 給付日額 給付日額が報酬日額を上回ったときから調整されて支給開始 傷病手当金 (1年6ヶ月)	報酬日額 (無給) < 給付日額 無給になった日からは満額の傷病手当金の支給を開始 附加金 (6ヶ月) 支給なし  有給休職等の期間中であっても、傷病手当金が調整されて支給される (給付日額が報酬日額を上回る分のみ) ことがあります。無給休職期間に支給期間が終了することがあります。

④ 支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、その日を除き支給されます。

⑤ 請求手続

傷病手当金の請求は、勤務できなかった期間についての請求のため、当該月の翌月に請求権が発生します。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

ア 傷病手当金請求書（様式第 3-12 号）

イ 出勤簿の写し

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の出勤簿

※所属所長の原本証明が必要です。

ウ 報酬支払額証明書（様式第 3-28 号）

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の報酬支払額
証明書

※報酬の一部が支払われている期間を請求する場合は請求毎に提出が必要で
す。

※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は省略可

エ 年金、障害一時金又は障害手当金を受給している場合は、年額が確認できる書
類の写し（原本証明が必要です。）

（2）傷病手当金附加金

傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から、なお療養のため引き続き勤務する
ことができないときに 6 ヶ月間支給します。なお、支給額、支給対象日及び請求手続
は傷病手当金に準じます。

○ 傷病手当金計算例1（傷病手当金が一部支給となる場合）

① 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休職（8割）
 - ・ 病気休職期間：3月1日～3月31日（要勤務日数23日）
 - ・ 標準報酬月額：前年4月～7月 410,000円（第23級）
前年8月～11月 440,000円（第24級）
前年12月～当年3月 470,000円（第25級）
 - ・ 平均標準報酬月額
 $(410,000 \times 4 + 440,000 \times 4 + 470,000 \times 4) \times 1/12 = 440,000$ 円
- ※休職に伴い給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休職中（8割）に支給される給与】

給与種目	休職前の金額	休職中の金額	備考
給料月額	341,000円	272,800円	
教職調整額	13,640円	10,912円	
扶養手当	6,500円	5,200円	
住居手当	19,500円	15,600円	
通勤手当	22,000円	0円	支給なし
特殊勤務手当	18,000円	0円	支給なし
義務教育等教員特別手当	5,100円	0円	支給なし
合計	425,740円	304,512円	

② 傷病手当金給付日額の算定

（平均標準報酬月額） （平均標準報酬日額）

$$440,000\text{円} \times 1/22 = 20,000\text{円} \quad (\text{10円未満四捨五入}) \Rightarrow 20,000\text{円}$$

（平均標準報酬日額） （傷病手当金給付日額）

$$20,000\text{円} \times 2/3 = 13,333.33\text{円} \quad (\text{円未満四捨五入}) \Rightarrow \underline{13,333\text{円}} \quad (\text{※})$$

③ 休職期間中の報酬日額の算定

（給料） （教職調整額）（1/要勤務日数） （扶養手当）（住居手当）

$$(272,800\text{円} + 10,912\text{円}) \times 1/23 + (5,200\text{円} + 15,600\text{円}) \times 1/22$$

$$= 12,335.30\text{円} + 945.45\text{円} \quad (\text{報酬日額})$$

$$= 13,280.75\text{円} \quad (\text{円未満切捨て}) \Rightarrow \underline{13,280\text{円}}$$

④ 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

給付日額 13,333円 > 報酬日額 13,280円 調整された傷病手当金支給あり。

（傷病手当金給付日額）（報酬日額）（調整後の傷病手当金給付日額）

$$13,333\text{円} - 13,280\text{円} = 53\text{円}$$

（要勤務日数）

傷病手当金支給決定額 $\underline{53\text{円} \times 23\text{日} = 1,219\text{円}}$ （当年3月1日から支給開始）

(※) 一度、支給が始まると同一傷病による傷病手当金給付日額は変動しません。

○ 傷病手当金計算例2（傷病手当金が一部支給となる場合）

① 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休暇（10割）、病気休職（8割）
 - ・ 病気休暇（10割） 3月1日～3月15日（要勤務日数11日）
 - ・ 病気休職（8割） 3月16日～3月31日（要勤務日数12日）
 - ・ 標準報酬月額：前年4月～7月 410,000円（第23級）
前年8月～11月 440,000円（第24級）
前年12月～当年3月 470,000円（第25級）
 - ・ 平均標準報酬月額
 $(410,000 \times 4 + 440,000 \times 4 + 470,000 \times 4) \times 1/12 = 440,000$ 円
- ※病気休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休暇中（10割）及び病気休職中（8割）に支給される給与】

給与種目	休職前の 金額	休暇期間の 金額(10割)	休職期間の 金額(8割)	備考
給料月額	341,000円	163,086円	142,330円	
教職調整額	13,640円	6,523円	5,693円	
扶養手当 (月額)	6,500円	3,108円 (6,500円)	2,713円 (5,200円)	
住居手当 (月額)	19,500円	9,326円 (19,500円)	8,139円 (15,600円)	
通勤手当	22,000円	0円	0円	支給なし
特殊勤務手当	18,000円	0円	0円	支給なし
義務教育等教員 特別手当（月額）	5,100円	2,439円 (5,100円)	0円	休職中は支給 なし
合計	425,740円	184,482円	158,875円	

※病気休暇（10割）期間の給与額の計算方法（円未満切捨て、給与種目ごとに計算）
 $(\text{休職前の金額}) \times (\text{休暇期間の要勤務日数}) \div (\text{その月の要勤務日数})$

※病気休職（8割）期間の給与額の計算方法（円未満切捨て、給与種目ごとに計算）
 $(\text{休職前の金額}) \times 80/100 \times (\text{休職期間の要勤務日数}) \div (\text{その月の要勤務日数})$

② 傷病手当金給付日額の算定

(平均標準報酬月額)

(平均標準報酬日額)

$$440,000 \text{円} \times 1/22 = 20,000 \text{円} \quad (\text{10円未満四捨五入}) \Rightarrow 20,000 \text{円}$$

(平均標準報酬日額)

(傷病手当金給付日額)

$$20,000 \text{円} \times 2/3 = 13,333.33 \text{円} \quad (\text{円未満四捨五入}) \Rightarrow \underline{13,333 \text{円}} \quad (\text{※})$$

③ 病気休暇（10割）期間中の報酬日額の算定

(給料) (教職調整額) (1/要勤務日数) (扶養手当) (住居手当) (義務教育等教員特別手当)

$$(163,086 \text{円} + 6,523 \text{円}) \times 1/11 + (6,500 \text{円} + 19,500 \text{円} + 5,100 \text{円}) \times 1/22$$

$$= 15,419 \text{円} + 1,413.63 \text{円} \quad (\text{報酬日額})$$

$$= 16,832.63 \text{円} \quad (\text{円未満切捨て}) \Rightarrow \underline{16,832 \text{円}}$$

④ 病気休職（8割）期間中の報酬日額の算定

$$\begin{aligned}
 & (\text{給料}) \quad (\text{教職調整額}) \quad (1/\text{要勤務日数}) \quad (\text{扶養手当}) \quad (\text{住居手当}) \\
 & (142,330 \text{ 円} + 5,693 \text{ 円}) \times 1/12 \quad + \quad (5,200 \text{ 円} + 15,600 \text{ 円}) \times 1/22 \\
 & = 12,335.25 \text{ 円} + 945.45 \text{ 円} \quad (\text{報酬日額}) \\
 & = 13,280.70 \text{ 円} \quad (\text{円未満切捨て}) \Rightarrow \underline{13,280 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

⑤ 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

ア 病気休暇（10割）期間

給付日額 13,333 円 < 報酬日額 16,832 円 傷病手当金支給なし。

イ 病気休職（8割）期間

給付日額 13,333 円 > 報酬日額 13,280 円 調整された傷病手当金支給あり。

(傷病手当金給付日額) (報酬日額) (調整後の傷病手当金給付日額)

$$\begin{aligned}
 13,333 \text{ 円} - 13,280 \text{ 円} &= 53 \text{ 円} \\
 & (\text{要勤務日数})
 \end{aligned}$$

傷病手当金支給決定額 53 円 × 12 日 = 636 円 (当年 3月 16 日から支給開始)

(※) 一度、支給が始まると同一傷病による傷病手当金給付日額は変動しません。

○ 傷病手当金計算例 3 (病気休職中の途中から支給開始となる場合)

① 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休職（8割）
- ・ 病気休職（8割） 当年 9月 1日～翌年 3月 31日
- ・ 標準報酬月額：前年 10月～当年 1月 410,000 円 (第 23 級)
当年 2月～当年 5月 440,000 円 (第 24 級)
当年 6月～ 470,000 円 (第 25 級)

※病気休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休職中（8割）に支給される給与】

給与種目	休職前の金額	休職中の金額	備考
給料月額	341,000 円	272,800 円	
教職調整額	13,640 円	10,912 円	
扶養手当	19,500 円	15,600 円	
住居手当	22,000 円	17,600 円	
通勤手当	22,000 円	0 円	支給なし
特殊勤務手当	18,000 円	0 円	支給なし
義務教育等教員特別手当	5,100 円	0 円	支給なし
合計	425,740 円	304,512 円	

② 傷病手当金給付日額の算定

「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額」×1/22

= 平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3=傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

	前年			当年												翌年		
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
要勤務日数												20	23	22	21	23	20	21
標報月額	41 万	41 万	41 万	41 万	44 万	44 万	44 万	44 万	47 万									
	平均標準報酬月額 440,000円⇒傷病手当金給付日額 13,333円																	
	平均標準報酬月額 445,000円⇒傷病手当金給付日額 13,487円																	
	平均標準報酬月額 450,000円⇒傷病手当金給付日額 13,633円																	
	平均標準報酬月額 455,000円⇒傷病手当金給付日額 13,787円																	
	平均標準報酬月額 460,000円⇒傷病手当金給付日額 13,940円																	

③ 休職期間中の報酬日額の算定

要勤務日数	(給料+教職調整額) ×1/要勤務日数 + (扶養手当+住居手当) ×1/22	報酬日額
20	(272,800円+10,912円)×1/20+(15,600円+17,600円)×1/22	= 15,694円
21	(272,800円+10,912円)×1/21+(15,600円+17,600円)×1/22	= 15,019円
22	(272,800円+10,912円)×1/22+(15,600円+17,600円)×1/22	= 14,405円
23	(272,800円+10,912円)×1/23+(15,600円+17,600円)×1/22	= 13,844円

④ 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

対象月	要勤務日数	報酬日額	支給の有無	傷病手当金給付日額
9月	20	15,694円	> (支給無)	13,333円
10月	23	13,844円	> (支給無)	13,487円
11月	22	14,405円	> (支給無)	13,633円
12月	21	15,019円	> (支給無)	13,787円
1月	23	13,844円	< (支給有)	13,940円
2月	20	15,694円	> (支給無)	13,940円
3月	21	15,019円	> (支給無)	13,940円

報酬日額（13,844円）< 給付日額（13,940円）となる1月から調整された傷病手当金が支給される。一度、支給が開始されると傷病手当金給付日額は固定され、2月、3月は報酬日額 > 給付日額となり支給無となるが支給期間（1年6ヶ月）には参入されます。

（傷病手当金給付日額）（報酬日額）（調整後の傷病手当金給付日額）

$$13,940\text{円} - 13,844\text{円} = 96\text{円}$$

（要勤務日数）

傷病手当金支給決定額 96円×23日=2,208円（当年1月1日から支給開始）

固定

(3) 出産手当金

組合員（任意継続組合員を除く。）が出産のため休職したときに、出産手当金が支給されます。ただし、出産のため休職した期間に報酬が支給される場合には、給付の全部または一部が調整され、支給されません。なお、1年以上組合員であった者が、退職時に出産手当金を受給している（支給要件を満たしている場合を含む。）場合は、支給期間の残りの日数について支給されます。

① 支給額及び報酬との調整方法

傷病手当金の算定方法と同様

② 支給期間

出産の日（出産の日が予定日後であるときは出産予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産の日後 56 日までの期間です。

③ 支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、その日を除き支給されます。

④ 請求手続

出産手当金の請求は、勤務できなかった期間についての請求ですので、当該月の翌月に請求権が発生します。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

ア 出産手当金請求書（様式第 3-17 号）

イ 出勤簿の写し（所属所長の原本証明必須）

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の出勤簿

ウ 報酬支払額証明書（様式第 3-28 号）

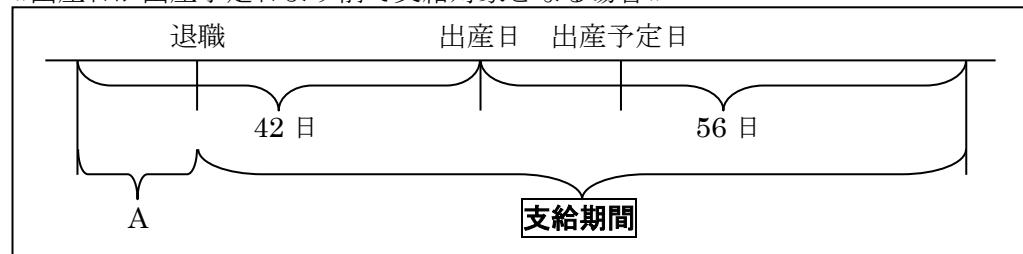
※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の報酬支払額証明書（平成 27 年 10 月以降のもの）

※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は省略可

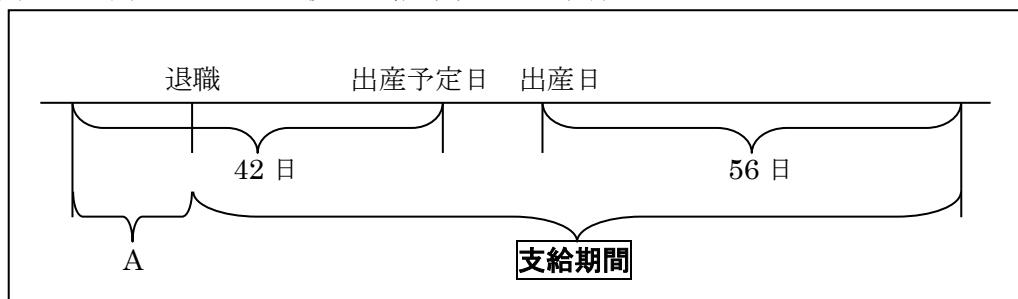
⑤ 出産手当金が支給される例

出産手当金の支給期間は、通常、産前産後休暇（特別休暇）となり報酬が支払われるため、組合員資格喪失後（退職後）が主な支給事例となります。

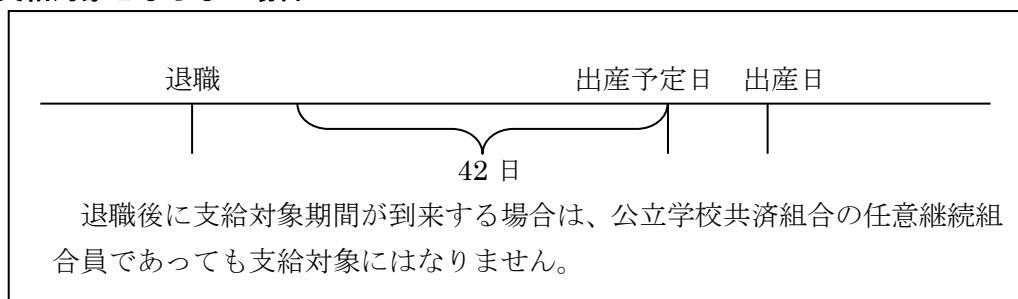
《出産日が出産予定日より前で支給対象となる場合》



《出産日が出産予定日より後で支給対象となる場合》



《支給対象とならない場合》



※退職日以前の期間（A期間）の産前休暇期間中に報酬が支払われていない場合は、A期間を出産手当金の支給期間に含みます。

※退職後、支給対象期間において他の組合の組合員等（他の法律に基づく共済組合で、これらの給付に相当する給付を行うものの組合員、その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）の資格を取得したときは当該資格を取得した後の期間については給付されません。

(4) 休業手当金

組合員（任意継続組合員を除く。）が次の事由により欠勤した場合に所定の期間について支給します。

支 給 要 件	支給期間	根拠規定
1.被扶養者の病気又は負傷	欠勤日数	法 70 条 1 号
2.組合員の配偶者の出産	14 日以内	法 70 条 2 号
3.組合員の公務によらない不慮の災害又はその被扶養者に係る不慮の災害	5 日以内	法 70 条 3 号
4.組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭	7 日以内	法 70 条 4 号
5.組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は一等親の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続く 14 日以内 (※)	法 70 条 5 号
6.組合員が出席する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 45 条又は第 52 条の 2 の規定による通信教育の面接授業		

(※) 平成 29 年 4 月 1 日から引き続く 14 日以内に改正（従前は実際に休業した全日数）

① 支給額

休業手当金の給付日額は次により算定します。

$$\text{標準報酬月額} \times 1/22 = \text{標準報酬日額} \text{ (10 円未満四捨五入)}$$

$$\text{標準報酬日額} \times 50/100 = \text{休業手当金給付日額} \text{ (円未満四捨五入)}$$

ただし、欠勤した期間に報酬が支給される場合には、給付の全部または一部が調整され、支給されません。

② 報酬との調整

休業手当金の支給対象となる期間は、報酬の支給はありませんが、日々の勤務とは関係なく支給される手当（通勤手当等）が支給される場合があることから、休業手当金と報酬との調整を行います。

休業手当金の支給額の算定については、傷病手当金と同様の方法により、支給された報酬との調整を行うこととなります。

③ 支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、その日を除き支給されます。

なお、傷病手当金または出産手当金が支給されている期間は給付されません。

④ 請求手続

休業手当金の請求は、勤務できなかった期間についての請求ですので、当該月の翌月に請求権が発生します。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

ア 休業手当金請求書（様式第 3-16 号）

イ 出勤簿の写し（所属所長の原本証明）

ウ 報酬支払額証明書（様式第 3-28 号）

※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は省略可

(5) 介護休業手当金

組合員（任意継続組合員を除く。）が法定上の要介護者についての介護休業により、給料の全部又は一部が支給されないとき、介護休業手当金が支給されます。

①支給要件

介護を必要とする一つの継続する状態について初めて介護休業の承認を受けるとき。

【要介護者の範囲】

ア 育児介護休業法第52条第3項に規定する者

・配偶者 ・父母 ・子 ・孫 ・兄弟姉妹 ・配偶者の父母 ・祖父母

イ 主務省令（施行規程第115条の3第1項）で定める者（組合員と同居が条件）

・父母の配偶者 ・配偶者の父母の配偶者 ・子の配偶者 ・配偶者の子

②支給額

介護休業手当金の給付日額は次のように算定します。

標準報酬月額×1/22=標準報酬日額（10円未満四捨五入）（※1）

標準報酬日額×40/100（※2）=介護休業手当金給付日額（円未満切り捨て）

※1 給付日額については上限相当額が定められています。

※2 平成28年8月1日以降に支給が開始された場合に限り、支給率が当分の間「67/100」となります。

③報酬との調整

介護休業手当金の給付日額から介護休暇の期間中に支給された報酬を減額した額に、支給対象日数を乗じて得た額を支給します。

介護休暇期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じてそれぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

介護休暇により出勤しなかった期間の給与額等については、勤務時間1時間当たりの給与額から当該勤務しなかった期間の時間数を乗じて得た額を減額して支給することとされています。

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの（日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u> ）	給料月額	$\frac{\text{報酬（月額)} \times 1\text{日}}{\text{介護休暇を取得した月の要勤務日数}}$
	給料の調整額	$\frac{\text{報酬（月額)} \times 12\text{月}}{(7\text{時間}45\text{分} \times 5\text{日}) \times 52\text{週} - 16\text{（※）日} \times 7\text{時間}45\text{分}} \times 7\text{時間}45\text{分}$ ※当該年度の土曜日と重ならない祝日等の日数（平成30年度は16日） (注) 算定の結果、マイナスとなった場合は0円
日々の勤務とは関係なく支給されるもの（月額で支給されるもの）	教職調整額 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 へき地手当 等	$\text{報酬（月額)} \times 1/22$

※介護休業手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬等については、介護休業手当金との調整を行わないこととされています。

(調整対象とならない報酬の例)

【超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等】

※一定の期間を対象として支給される報酬であっても、実際に支給を受ける報酬の額が介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日を含めて算定されている場合は、介護休業手当金等との調整は行わないこととされています。

(調整対象とならない報酬の例)

【通勤手当 等】

④支給期間

要介護者の各々が介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して66日を越えない範囲で支給されます。

⑤支給対象日

週休日を除き支給されます。

なお、給料の減額対象とならない祝日等は、支給される報酬の日額が介護休業手当金の給付日額を超えていたため支給されません。

また、半日又は時間単位の介護休暇についても支給されません。

⑥請求手続

各月ごとの請求になりますので、支給対象月の翌月以降に所属所長を通じて次の書類を提出してください。

- ア 介護休業手当金（変更）請求書（様式第3-18号）
- イ 出勤簿の写し（所属所長の原本証明）
- ウ 報酬支払額証明書（様式第3-28号）

※請求毎に必ず提出してください。

○介護休業手当金計算例

(1) 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が介護休暇
- ・ 平成 30 年 5 月 1 日～5 月 31 日
- ・ 要勤務日数 23 日（祝日 2 日含む）、支給対象日数 21 日
- ・ 標準報酬月額 第 24 級 440,000 円

※休職に伴い給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

給与種目	休職前の金額	備考
給料月額	341,000 円	
給料の調整額	0 円	
教職調整額	13,640 円	
扶養手当	6,500 円	
住居手当	19,500 円	
通勤手当	22,000 円	調整対象外
特殊勤務手当	18,000 円	調整対象外
義務教育等教員特別手当	5,100 円	
合 計	425,740 円	

(2) 介護休業手当金給付日額の算定

（標準報酬月額）

（標準報酬日額）

$$440,000 \text{ 円} \times 1 / 22 = 20,000 \text{ 円} \quad (10 \text{ 円未満四捨五入}) \Rightarrow 20,000 \text{ 円}$$

（標準報酬日額）

（介護休業手当金給付日額）

$$20,000 \text{ 円} \times 67 / 100 = 13,400 \text{ 円} \quad (\text{円未満切捨て}) \Rightarrow 13,400 \text{ 円}$$

(3) 介護休暇期間中の報酬日額の算定

F D (0 円未満の場合は 0 円)

$$\boxed{\mathbf{A} \quad (\text{給料月額 } 341,000 \text{ 円} + \text{給料の調整額 } 0 \text{ 円}) \times 1 \text{ 日} / \text{要勤務日数 } 23 \text{ 日}} \quad -$$

$$\boxed{\mathbf{C} \quad \mathbf{B} \quad \frac{(\text{給料月額 } 341,000 \text{ 円} + \text{給料の調整額 } 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月}}{(7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 5 \text{ 日}) \times 52 \text{ 週} - 16(\text{※}) \text{ 日} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}} \quad (\text{円未満四捨五入})}$$

$$\times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \quad (1 \text{ 日当たりの勤務時間})$$

+ E (教職調整額 13,640 円 + 扶養手当 6,500 円)

$$+ \text{住居手当 } 19,500 \text{ 円} + \text{教員特別手当 } 5,100 \text{ 円} \times 1 / 22$$

（円未満切り捨て）

※当該年度の土曜日と重ならない祝日等の日数

(給料+給料の調整額) (1/要勤務日数)

$$A \ (341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 1/23 = 14,826.08 \text{ 円}$$

(給料+給料の調整額)

$$B \ ((341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月}) \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - 16 \text{ 日} \times 7.75 \text{ 時間}) \\ = 4,092,000 \text{ 円} \div 1,891 \text{ 時間} \\ = 2,163.93 \text{ 円} / \text{時間} \text{ (円未満四捨五入)} \Rightarrow 2,164 \text{ 円} / \text{時間}$$

(B)

$$C \ 2,164 \text{ 円} / \text{時間} \times 7.75 \text{ 時間} = 16,771 \text{ 円}$$

(A) (C)

$$D \ 14,826.08 \text{ 円} - 16,771 \text{ 円} = -1,944.92 \text{ 円} \text{ (0 円未満の場合は 0 円)} \Rightarrow 0 \text{ 円}$$

(教職調整額+扶養手当+住居手当+教員特別手当)

$$E \ (13,640 \text{ 円} + 6,500 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} + 5,100 \text{ 円}) \times 1/22 = 2,033.64 \text{ 円}$$

(D) (E) (介護休暇中の報酬日額)

$$F \ 0 \text{ 円} + 2,033.64 \text{ 円} = 2,033.64 \text{ 円} \text{ (円未満切捨て)} \Rightarrow \underline{2,033 \text{ 円}}$$

(4) 介護休業手当金支給額を決定

(介護休業手当金給付日額) (介護休暇期間中の報酬日額) (調整後の介護休業手当金給付日額)

$$13,400 \text{ 円} - 2,033 \text{ 円} = 11,367 \text{ 円}$$

(調整後の介護休業手当金給付日額) (支給対象日数) (介護休業手当金決定額)

$$11,367 \text{ 円} \times 21 \text{ 日} = \underline{238,707 \text{ 円}}$$

(6) 育児休業手当金

組合員（任意継続組合員を除く。）が地方公務員の育児休業等に関する法律等により育児休業（部分休業を除く。）を取得した場合に育児休業手当金が支給されます。

①支給期間

育児休業を開始した日から、育児休業に係る子が1歳に達する日（※）（育児休業に係る子が1歳に達する日前に育児休業が終了した場合は、育児休業が終了した日）までの期間です。ただし、次のア若しくはイに該当する場合、1歳に達した日後についてもそれぞれ定められた期間まで支給されます。（※1歳に達する日…1歳の誕生日の前日）

ア 育児休業に係る子について、当該組合員の配偶者がその子の1歳に達する日以前のいづれかの日において法第70条の2第2項に規定する育児休業をした場合、当該育児休業に係る子が1歳2ヶ月に達する日（※）まで支給されます。ただし、当該期間（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む）が1年を超えるときの支給期間は1年間です。これを、一般に「パパ・ママ育休プラスに係る育児休業手当金」といいます。（※1歳2ヶ月に達する日…1歳2ヶ月に到達する日の前日）

イ 育児休業に係る子が1歳に達した日後の期間について、総務省令で定める期間延長事由（下記a～e）に該当する場合、育児休業に係る子が最長1歳6ヶ月に達する日（※1）まで支給されます。また、1歳6ヶ月に達する日後の期間についても、引き続き、総務省令（下記a～e）で定める場合に該当しているときは、その子が2歳（※2）に達する日まで支給されます。

（※1：1歳6ヶ月に達する日…1歳6ヶ月に到達する日の前日）

（※2：2歳に達する日…2歳の誕生日の前日）

a 保育所（認定こども園および家庭的保育事業等を含む。）における保育を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間において、当面その実施が行われないとき。

【想定される事例】

保育所の定員枠を超えている場合、子が傷病中あるいは障害児である場合、入所時期が特定時期に設定されている場合、付近に保育所がない場合、希望する保育所への入所ができない場合、保育の実施期間が希望する実施期間と合わない場合、当初から1歳を超える期間について育児休業を取得しているため保育園等に入所できる基準に該当しないとされた場合 等

※当該事由は子が1歳に達する日までに1歳の誕生日当日から保育所への入所申込手続等を必ず行う必要があります。

b 養育を予定していた配偶者が死亡したとき。

c 養育を予定していた配偶者が負傷、疾病等により養育が困難な状態になったとき。

d 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等により同居しなくなったとき。

e 養育を予定していた配偶者が6週間（多胎妊娠にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

②支給額

育児休業手当金の給付日額は次のように算定します。

ア 育児休業開始～180日目まで

標準報酬月額×1/22=標準報酬日額（10円未満四捨五入）

標準報酬日額×67/100=育児休業手当金給付日額（円未満切り捨て）

※給付日額については上限相当額が定められています。

イ 181日目～子が1歳（支給期間延長の場合：1歳6ヶ月又は2歳）に達するまで

標準報酬月額×1/22=標準報酬日額（10円未満四捨五入）

標準報酬日額×50/100=育児休業手当金給付日額（円未満切り捨て）

※給付日額については上限相当額が定められています。

③支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、土曜日及び日曜日を週休日とみなして支給されます。

④請求手続

育児休業開始時に、所属所長を通じてア～ウの書類を提出してください。開始時以降は、支給対象月の翌月以降に所属所長を通じてイの書類のみを提出してください。当初提出した請求書の育児休業手当金請求期間及び育児休業期間に変更（延長又は短縮）が生じた場合はア及びウを再度提出してください。

ア 育児休業手当金（変更）請求書（様式第3-13号）

イ 育児休業に関する証明書（様式第3-15号）

ウ 人事異動通知書（辞令書）の写し（所属所長の原本証明）

⑤支給期間延長の際の手続（①～ア「パパ・ママ育休プラス」の対象者）

ア 育児休業手当金（変更）請求書（様式第3-13号）

イ 育児休業に関する証明書（様式第3-15号）

ウ 人事異動通知書（辞令書）の写し（所属所長の原本証明）

エ 世帯全員について記載された住民票の写し等（所属所長の原本証明）

※組合員の配偶者であることが確認できる書類

オ 配偶者の人事異動通知書（辞令書）の写し等（所属所長の原本証明）

※配偶者が当該子にかかる育児休業を取得していることが確認できる書類

⑥支給期間延長の際の請求手続（①～イの対象者）

《1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの期間の延長請求》

ア 育児休業手当金（変更）請求書（様式第3-13号）

※延長事由を明記のうえ提出してください。

※請求期間は最大1歳6ヶ月に達する日まで

イ 育児休業に関する証明書（様式第3-15号）

ウ 延長事由が確認できる書類（保育所入所不承諾通知書等）

※保育所入所不承諾通知書等が交付されない場合は当共済組合まで連絡をしてください。

《1歳6ヶ月に達する日後から2歳に達する日までの期間の延長請求》

1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの期間の延長請求時と同じ書類。

※請求期間は最大2歳に達する日まで

※保育所入所不承諾通知書等が交付されない場合は当共済組合まで連絡をしてください。

⑦延長請求時の留意点

ア 保育が実施されない場合の延長事由に該当するときの提出書類『延長事由が確認できる書類（保育所入所不承諾通知書等）』は1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの期間を請求する場合においては、1歳の誕生日当日までに遅くとも1歳の誕生日当日を保育所等への入所希望日として入所申し込みを行ったうえで交付されたものに限られます。また、1歳6ヶ月に達する日後から2歳に達する日までの期間を請求する場合においても、1歳6ヶ月に到達する日当日までに遅くとも1歳6ヶ月に到達する日当日を保育所等への入所希望日として入所申し込みを行ったうえで交付されたものに限られます。また、パパママ育休プラス制度の適用者においては、当該制度により延長されいる期間の末日（当該末日）の翌日までに、遅くとも同日（該制度により延長されいる期間の末日（当該末日）の翌日）を入所希望日として入所申し込みを行ったうえで交付されたものに限られます。

保育所への入所申し込みは市町村において、入所希望日に応じた申し込み時期が定められている場合がありますので、ご留意ください。

イ 1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日まで延長する事由と1歳6ヶ月に達する日後から2歳に達する日まで延長する事由は異なる事由であっても差し支えありません。（例）1歳～1歳6ヶ月は配偶者の死亡、1歳6ヶ月～2歳は保育所不承諾

ウ 1歳6ヶ月に達する日後から2歳に達する日までの期間を請求できる対象者は1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの全ての期間において総務省令で定める延長事由に該当している者に限られます。したがって、子が1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの期間に育児休業中でありながら育児休業手当金が支給されていなかった期間がある方は対象となりません。ただし、育児休業を一度終了した後、同一の子について総務省令で定める延長事由に該当したことにより、再度育児休業を取得した場合は、再取得した日から2歳に達する日まで支給されます。

災害をうけたとき

(1) 災害見舞金

組合員又は被扶養者の住居、家財が風水害、地震、火災その他の非常災害によって 1/3 以上の損害をうけたときは、災害見舞金が支給されます。

組合員とその被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱い、合算のうえ損害の程度を認定します。

住居とは： 組合員や被扶養者が生活の本拠として住んでいる建物で、自家、借家、借間、公舎、下宿等の別は問いませんが、門扉、納屋、店舗、農業用建物は含みません。

家財とは： 組合員及び被扶養者が所有する住居以外の社会生活上必要な一切の財産のことですが、山林、田畠、宅地、貸家、などの不動産並びに現金、預貯金、証券などは含みません。

①請求手続

災害にあったときは、ただちに罹災の状況等を共済組合に連絡のうえ、所属所長を通じて下記の書類を提出してください。

- ア 災害見舞金請求書（様式第 3-19 号）
- イ 住居被害状況明細書（様式第 3-20 号）
- ウ 家財被害状況明細書（様式第 3-21 号）
- エ 市町村長の罹災証明書
- オ 被害家屋全体の平面図（面積が分かるもの）
- カ 家屋の固定資産評価額のわかる書類（毎年 1 月 1 日に市町村が固定資産税の徴収のために行う家屋の評価）
- キ 現場写真

②支給額

損害の程度	法定給付
住居及び家財の全部 住居及び家財に前号と同程度	標準報酬月額の 3 月分
住居及び家財の 1/2 以上又は同程度 住居又は家財の全部若しくは同程度	標準報酬月額の 2 月分
住居及び家財の 1/3 以上又は同程度 住居又は家財の 1/2 以上若しくは同程度	標準報酬月額の 1 月分
住居又は家財の 1/3 以上若しくは同程度	標準報酬月額の 0.5 月分
家屋が浸水し上記のように災害 の程度の判定が困難なとき	標準報酬月額の 1 月分 床上 30cm 以上 標準報酬月額の 0.5 月分

死亡したときの給付

組合員・被扶養者が死亡したときは、共済組合へ連絡のうえ、遅滞なく資格喪失の手続きをしてください。

(1) 埋葬料・埋葬料附加金

組合員が公務によらないで死亡したときに埋葬料・埋葬料附加金が支給されます。

なお、組合員が資格喪失後3か月以内に死亡したときは埋葬料が支給されます。

ただし、埋葬料附加金は支給されません。

①支給額

ア 被扶養者のいる場合は被扶養者に対して支給されます。

埋葬料 50,000円

埋葬料附加金 25,000円

イ 被扶養者のいない場合は実際に埋葬を行った者に対して支給されます。

埋葬料（50,000円）及び埋葬料附加金（25,000円）をあわせた範囲内で、埋葬に要した費用の実費を支給します。

※埋葬に要した費用の実費とは、靈柩代又は借料、靈柩運搬料、靈前供物代、僧侶の謝礼、入院患者死亡後の移送料等であり、葬儀参列者の接待費用、香典返し等は含まれません。

②請求手続

ア 埋葬料・同附加金請求書（様式第3-23号）

イ 埋葬許可証又は火葬許可証の写し（所属所長の原本証明）

ウ ①-イに該当する者が請求する場合は、埋葬に要した費用を証明する書類（葬儀社等の領収書及び明細書）

(2) 家族埋葬料・同附加金

組合員の被扶養者が死亡したときに組合員に対して支給されます。

①支給額

家族埋葬料 50,000円

家族埋葬料附加金 25,000円

②請求手続

ア 家族埋葬料・同附加金請求書（様式第3-23号）

イ 埋葬許可証又は火葬許可証の写し（所属所長の原本証明）

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡したとき

(1)弔慰金

組合員が水震災害その他非常災害により死亡したときに支給されます。

①支給要件

水震災害その他非常災害とは、洪水、津波、台風、豪雨、地震、がけ崩れ、雪崩、竜巻、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他予測しがたい事故を含みます。

死亡が予測しがたい事故によるものであるかどうかについては、次に掲げる要件に該当するかどうかを勘案して判断します。

ア その事故による死亡の要素が、客観的にみて社会通念上予測し難い不慮の事故であること。

イ その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。

ウ その事故による死亡が、原則として、他動的原因に基づくものであること。

②支給額

標準報酬月額（1月分）

③請求手続

弔慰金の受給権者は、遺族（※）とされています。これは埋葬料が損失補填の意味から埋葬を行う者に支給されるのに対し、弔慰金は見舞金として支給されることによるものです。

※遺族とは、組合員の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員の死亡の当時、組合員によって生計を維持されていた者をいいます。

所属所長を通じて下記の書類を提出してください。

ア 弔慰金・家族弔慰金請求書（様式第3-22号）

イ 戸籍謄本等（遺族の順位を証明する書類）

ウ 災害状況の客観的事実がわかる資料（新聞記事等）

(2)家族弔慰金

組合員の被扶養者の非常災害による死亡に対して、家族弔慰金が支給されます。支給要件等は、弔慰金の場合を準用します。

① 支給額

標準報酬月額 × 70/100

② 請求手続

家族弔慰金は組合員に支給されます。同一の非常災害により組合員及び被扶養者が同時に死亡したときは、家族弔慰金は組合員の遺族（※）に支給されます。

所属所長を通じて下記の書類を提出してください。

ア 弔慰金家族弔慰金請求書（様式第3-22号）

イ 災害状況の客観的事実がわかる資料（新聞記事等）

退職後の給付

(1) 出産費

1年以上組合員（任意継続組合員を含む。）であった者が、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、出産費が支給されます（附加金はありません）。

ただし、資格喪失後出産するまでの間に他の組合員、健康保険の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

(2) 出産手当金

1年以上組合員であった者が、退職時に出産手当金を受給している（支給要件を満たしている場合を含む。）場合は、支給期間の残りの日数について引き続き支給されます。

ただし、退職後に他の組合員、健康保険の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

(3) 傷病手当金

1年以上組合員であった者が、退職時に傷病手当金を受給している（支給要件を満たしている場合を含む。）場合は、支給期間の残りの日数について引き続き支給されます（傷病手当金附加金は支給されません。）。

ただし、退職後に他の組合員、健康保険の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

(4) 埋葬料・埋葬料附加金

組合員（任意継続組合員を含む。）が資格喪失後3か月以内に死亡したときは埋葬料に準じ支給されます（場合により附加金あり）。

任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度

退職の日の前日まで引き続いて 1 年以上（退職日まで 1 年と 1 日以上）組合員であった者が、公立学校共済組合に申出をし、所定の掛金を納付することにより、2 年間を限定として引き続き現職中とほぼ同様な短期給付を受けることができる制度です。

任意継続組合員となるための申出（掛金の納入を含む）期間は、退職の日から起算して 20 日を経過する日までで、これを過ぎると加入ができません。（法 114 条の 2、施行令 48 条、49 条）

①任意継続掛金

任意継続組合員となった者は、任意継続掛金（加入者全員）と介護掛金（40 歳以上 65 歳未満の方）との合計額を、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の前月の末日までに組合に払い込まなければなりません。

任意継続掛金は、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した場合を除き、任意継続組合員となった日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る任意継続掛金にあっては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、払い込むこととなっています。

②掛金額

任意継続掛金の額は、次のア、イのいずれか低い額に掛金率を乗じて得た額が 1 ヶ月の掛金額となります。

- ア 退職時の標準報酬月額
- イ 前年（1 月から 3 月までにあっては前々年）の 9 月 30 日における公立学校共済組合員の平均標準報酬月額

③任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当することとなったときは、その翌日（エについてはその日）から資格を喪失します。

- ア 任意継続組合員となった日から起算して 2 年を経過したとき
- イ 死亡したとき
- ウ 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたとき
- エ 国民健康保険以外の社会保険制度の被保険者となったとき
- オ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき（国民健康保険に加入するとき又は被扶養者となるとき等）